

公 示

特定地域における適正と考えられる車両数について

制 定	平成27年	6月26日	九運公第11号
一部改正	平成27年	7月24日	九運公第17号
一部改正	平成27年	8月10日	九運公第21号
一部改正	平成27年	11月12日	九運公第42号
一部改正	平成28年	7月15日	九運公第17号
一部改正	平成31年	4月 1日	九運公第 3号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 6月26日

九州運輸局長 竹田 浩三

記

別添のとおりとする。

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定日 現在の車両数 *1	特定地域指定日現在の 車両数と適正車両数 (上限)との乖離率(%)	特定地域指定日現在の 車両数と適正車両数 (下限)との乖離率(%)
		上限	下限			
福岡県	福岡交通圏	4,056	3,831	4,644	12.7	17.5
福岡県	北九州交通圏	2,550	2,408	2,842	10.3	15.3
福岡県	久留米市	491	464	615	20.2	24.6
長崎県	長崎交通圏	1,106	1,045	1,292	14.4	19.1
大分県	大分市	708	668	841	15.8	20.6
鹿児島県	鹿児島市	1,406	1,328	1,811	22.4	26.7

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(その他ハイヤーを含み、1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定日 現在の車両数 *1	特定地域指定日現在の 車両数と適正車両数 (上限)との乖離率(%)	特定地域指定日現在の 車両数と適正車両数 (下限)との乖離率(%)
		上限	下限			
福岡県	福岡交通圏	1,418	1,339	1,623	12.6	17.5
福岡県	北九州交通圏	394	372	439	10.3	15.3
福岡県	久留米市	77	73	96	19.8	24.0
長崎県	長崎交通圏	333	314	388	14.2	19.1
大分県	大分市	68	64	80	15.0	20.0
鹿児島県	鹿児島市	255	241	328	22.3	26.5

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

- *1…… 大分市の特定地域指定日は平成27年7月1日
北九州交通圏、長崎交通圏及び鹿児島市の特定地域指定日は平成27年8月1日
福岡交通圏の特定地域指定日は平成27年11月1日
久留米市の特定地域指定日は平成28年7月1日

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※平成25年度実績においては、一般タクシーとその他ハイヤーの区分がされていないため、輸送実績にかかる数値は合算の上算出している。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。
(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度 総実車キロ (久留米市については平成26年度実績)	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
福岡県	福岡交通圏	123,569,850	0.98	347,948,590	0.41	1,477,984	0.85	0.90
福岡県	北九州交通圏	46,451,267	0.96	138,530,596	0.37	906,852	0.85	0.90
福岡県	久留米市	8,604,331	0.96	22,581,917	0.43	178,967	0.85	0.90
長崎県	長崎交通圏	26,914,533	0.98	93,937,471	0.35	434,291	0.85	0.90
大分県	大分市	14,962,130	0.96	39,613,068	0.43	260,701	0.85	0.90
鹿児島県	鹿児島市	22,467,026	0.97	70,737,585	0.36	515,155	0.85	0.90

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
(久留米市については、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値)

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値(久留米市については、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値)

*3……実働率の「上限」は85%、「下限」は90%